

人・ロボットの移動円滑化のための歩行空間 DX 研究会 規約

第1条 (名称)

本会の名称は、「人・ロボットの移動円滑化のための歩行空間 DX 研究会」とする。

第2条 (目的)

本会は、『歩行空間における移動支援サービスの DX による普及・高度化の実現』に向けた提言』(2023年3月)を踏まえ、人やロボットが円滑に移動できる歩行空間を DX により実現・展開すべく、関係者がその環境整備に向け、方針や課題などについて意見交換や情報共有を実施することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 歩行空間における人・ロボットの移動円滑化のための情報収集・情報提供
- (2) 年1回程度のシンポジウムの開催
- (3) その他、本会の目的に沿った活動

第4条 (会員)

本会の会員は、第2条の目的の実現に意欲的な個人とする。

第5条 (入会)

本会に入会しようとする者は、本会 Web サイトの入会申し込みフォームにより申し込むものとする。

第6条 (年会費)

年会費は、無料とする。

第7条 (組織)

第3条の事業を積極的に推進するために、次の組織を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局
- (4) 顧問

2 会長は、国土交通省政策統括官(税制、地理空間情報)とする。

3 副会長は、本会の事業を遂行するため必要があると認めるときに会長が指名する。

- 4 事務局は、国土交通省政策統括官（税制、地理空間情報）付に置く。
- 5 顧問は、「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」の委員長とする。

第8条（退会）

会員は、本会が定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断により当該会員を除名することができる。

- （1）研究会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （2）その他の除名すべき正当な事由があるとき

第10条（規約の改定）

本規約は、必要が生じた場合に改定を行う。本規約の改定は、会長の承認を経て決定する。

附則

本規約は、令和5年6月20日より適用する。